

肉用牛肥育経営緊急支援事業実施要領

- 平成23年 9月20日 社団法人島根県畜産振興協会制定
- 平成23年 9月27日 付け23農畜機第2725号承認
- 一部改正 平成23年11月 2日 社団法人島根県畜産振興協会
- 一部改正 平成23年11月 9日 付け23農畜機第3369号承認
- 一部改正 平成23年11月30日 社団法人島根県畜産振興協会
- 一部改正 平成23年11月30日 付け23農畜機第3686号承認

平成23年7月に県内で購入された稲わらから国の暫定許容量を超える放射性セシウムが検出されたことに伴い、肉用牛肥育経営は、出荷の停止や自粛を求められたり、枝肉価格の低下から資金繰りが悪化し、経営の継続が困難となっている。

このため、社団法人島根県畜産振興協会（以下「協会」という。）は、肉用牛肥育経営緊急支援事業実施要綱（平成23年8月19日付け23農畜機第2228号。以下「要綱」という。）に基づき、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）の補助を受け、肉用牛肥育経営に対し、緊急支援金等を交付することとし、もって島根県の肉用牛肥育経営の安定を図るものとする。

この事業の補助金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、要綱及び「畜産業振興事業の実施について」（平成15年10月1日付け15農畜機第48号）に定めるもののほか、この実施要領に定めるところによる。

第1 事業の内容等

この事業の事業対象者、事業の内容、事業の実施、補助金交付の手続等については、次に定めるとおりとする。

1 肥育農家緊急対策事業

協会が事業対象者に対して緊急支援金を交付する事業であり、別添1のとおりとする。

2 肥育牛出荷対策事業

協会が事業対象者に対して廃棄支援金又は価格低下支援金を交付する事業であり、別添2のとおりとする。

第2 事業の実施期間

この事業の実施期間は平成23年12月31日までとする。

第3 事業の推進指導

協会は、農林水産省及び機構の指導の下、県、関係団体との連携に努め、この事業の適正かつ円滑な実施を図るものとする。

第4 報告及び調査

協会は、必要があると認めるときは、事業対象者に対し、事業対象牛の頭数及び事業対象牛の飼養状況その他必要な事項について調査し、報告を求めることができるものとする。

第5 その他

社団法人島根県畜産協会会長理事は、この要領に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項を定めることができるものとする。

附 則（平成23年 9月20日社団法人島根県畜産振興協会）

この要領は、独立行政法人農畜産業振興機構理事長の承認があった日から施行する。

附 則（平成23年11月 2日社団法人島根県畜産振興協会）

この要領の一部改正は、独立行政法人農畜産業振興機構理事長の承認があった日から施行し、平成23年8月19日より適用する。

附 則（平成23年11月30日社団法人島根県畜産振興協会）

この要領の一部改正は、独立行政法人農畜産業振興機構理事長の承認があった日から施行する。

別添1

肥育農家緊急対策事業

第1 事業の内容

この事業の内容は、社団法人島根県畜産振興協会（以下「協会」という。）が事業対象者に対して緊急支援金の交付を行うものとする。

第2 事業対象者

この事業の対象となる者は、島根県内で牛の肥育（専ら肉量の増加を目的として飼養することをいう。以下同じ。）を行う者であって、第3の1の事業対象牛に係る損益が帰属し、かつ、第5の規定による緊急支援金相当額の返還ができるものとする。

第3 事業の要件等

1 事業対象牛

(1) この事業の対象となる牛は、牛肉の放射性物質に係る検査計画及び出荷計画の策定に当たっての基本的対応方針（平成23年7月29日厚生労働省公表）に基づく出荷計画に基づいて、出荷が開始された平成23年8月3日において肥育に供されている牛（搾乳又は繁殖に供される雌牛を除く。）であって別表1に定める月齢に該当するものとする。ただし、島根県が実施する資金繰りの悪化した肉用牛肥育経営を支援するための同種の補助事業の対象となっているものを除く。

(2) (1)に定める月齢は、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成15年法律第72号。以下「牛トレーサビリティ法」という。）第3条の規定に基づく牛個体識別台帳に記録された事項により確認するものとする。

2 緊急支援金の交付

協会は、事業対象者に対して、損害補填ではなく、当面の資金繰りを支援するため、当該事業対象者の所有する1の事業対象牛の頭数の合計を上限として、別表2の1頭当たり単価に頭数を乗じて得られた額を緊急支援金として交付するものとする。

第4 緊急支援金の申請等

1 緊急支援金の申請を行おうとする事業対象者は、本事業実施のために、独立行政法人家畜改良センターが保有している牛トレーサビリティ法第3条に基づく牛個体識別台帳に記録された事業対象者の情報を独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）、協会及びその事務委託先に対して提供することの同意の権限について、独立行政法人農畜産業振興機構理事長（以下「理事長」という。）

に委任することとし、別紙様式第1号の肉用牛肥育経営緊急支援事業個人情報の提供に係る同意の委任状を協会を通じて理事長に提出するものとする。

- 2 事業対象者は、社団法人島根県畜産振興協会会長理事(以下「会長理事」という。)が別に定める日までに、別紙様式第2号の肉用牛肥育経営緊急支援事業(肥育農家緊急対策事業)緊急支援金申請書を会長理事に提出するものとする。

第5 緊急支援金相当額の返還

1 返還金の対象

事業対象者は、緊急支援金の交付を受けた後に、事業対象牛が次のいずれかに該当するに至った場合は、当該事業対象牛に係る緊急支援金相当額を協会に返還しなければならない。

- (1) 譲渡、出荷又は販売した場合
- (2) 島根県が実施する同種の補助金の交付を受けようとする場合
- (3) 死亡又は廃用した場合
- (4) 繁殖用に転用した場合等肉用として販売しないことが明らかになった場合
- (5) 肉専用種にあつては満40か月齢、交雑種にあつては満38か月齢及び乳用種にあつては満32か月齢を超えた場合。ただし、肥育を継続していることが明らかであると会長理事が認める場合はこの限りではない。

2 販売異動等の報告

- (1) 事業対象者は、事業対象牛について、1の(1)から(4)のいずれかに該当するに至った場合、それぞれの場合が生じた日の属する四半期の翌月の末日までに別紙様式第3号の肉用牛肥育経営緊急支援事業(肥育農家緊急対策事業)事業対象牛販売異動等報告書(以下「販売異動等報告書」という。)に販売異動等の内容を証する書類を添えて、会長理事に提出するものとする。
- (2) 肉用牛肥育経営安定特別対策事業実施要綱(平成22年4月23日付け22農畜機第333号)に係る契約生産者及び肥育事業者から、同事業の販売確認申出書及び異動報告書が提出された場合は、これを(1)の販売異動等報告書とみなすものとする。

3 返還金の請求

協会は、事業対象者から販売異動等報告書の提出があつた場合又は1の(5)に定める月齢を超えた場合は、会長理事が別に定める方法により、当該事業対象牛に係る緊急支援金相当額についての請求を行うものとする。

なお、肉用牛肥育経営緊急支援事業事務処理細則の規定に基づく方法により緊急支援金相当額の返還を行う場合にはこの限りでない。

4 返還の報告

事業対象者は、3の請求前に緊急支援金相当額を返還しようとする場合は、別紙

様式第4号の肉用牛肥育経営緊急支援事業（肥育農家緊急対策事業）緊急支援金相当額返還報告書（以下「返還報告書」という。）を会長理事に提出し、会長理事が指定する口座に緊急支援金相当額を送金するものとする。なお、2の販売異動等の報告については、返還報告書の提出をもってこれに代えるものとする。

別表1

区分	月齢
1 肉専用種	満9か月齢を超え、満34か月齢未満であること。
2 交雑種	満7か月齢を超え、満32か月齢未満であること。
3 乳用種	満6か月齢を超え、満26か月齢未満であること。

別表2

区分	補助額
緊急支援金	1頭当たり5万円以内

別紙様式第1号

肉用牛肥育経営緊急支援事業個人情報の提供に係る同意の委任状

平成 年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構理事長 殿
(社団法人島根県畜産振興協会経由)

(事業対象者名)

氏名又は名称 _____ 印

私は、本事業実施のため、独立行政法人家畜改良センターが保有している牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法(平成15年法律第72号。以下「牛トレーサビリティ法」という。)第3条に基づく牛個体識別台帳に記録された私の情報を独立行政法人農畜産業振興機構、社団法人島根県畜産振興協会及びその事務委託先に対して提供することの同意の権限を独立行政法人農畜産業振興機構理事長に委任します。

記

牛トレーサビリティ法に基づく管理者コード番号等
(管理者コード番号①)

フリガナ 氏名又は名称		管理者コード番号	
----------------	--	----------	--

(管理者コード番号②)

フリガナ 氏名又は名称		管理者コード番号	
----------------	--	----------	--

※このページの写しを独立行政法人農畜産業振興機構理事長が、独立行政法人家畜改良センター理事長に提出します。

2 振込先金融機関

金融機関名		金融機関コード	
支店名		支店コード	
預金種類	1：普通 2：当座 3：営農 4：組総 5：その他（ ）		
預金口座番号			
フリガナ 預金口座名義人			

3 緊急支援金申請額

品種	対象頭数(頭)	交付・申請額(円)
(1) 肉専用種		
(2) 交雑種		
(3) 乳用種		
合計	頭	円

(注1) 対象頭数は、肉専用種については満9か月齢を超えて満34か月齢未満、交雑種については満7か月齢を超えて満32か月齢未満、乳用種については満6か月齢を超えて満26か月齢未満の肥育牛の頭数とする。

(注2) 交付・申請額は、対象頭数に5万円を乗じて得た額とする。

4 販売等の報告(肉用牛肥育経営安定特別対策事業(新マルキン事業)加入者のみ回答してください。)

事業対象牛の販売等の報告については、新マルキン事業の販売確認申出書等により行うことに同意しますか。(希望する方を○で囲んでください。)

(同意する ・ 同意しない)

5 添付書類

- (1) 別添の「事業対象牛(緊急支援金)の個体識別番号等一覧」
- (2) 肉用牛肥育経営安定特別対策事業(新マルキン事業)の個体登録牛以外の牛については、肥育牛の損益の帰属を確認できる資料(購入伝票、子牛登記書等の写し)を添付すること。

別添 事業対象牛（緊急支援金）の個体識別番号等一覧

個体識別番号	品種	性別	生年月日

注1：緊急支援金の申請対象となる肥育牛をすべて記載すること。

注2：新マルキン事業参加者については、肥育牛個体登録台帳をもって代えることができる。

注3：肉用牛肥育経営安定特別対策事業（新マルキン事業）の個体登録牛以外の牛については、肥育牛の損益の帰属を確認できる資料（購入伝票、子牛登記書等の写し）を添付すること。

別紙様式第3号

肉用牛肥育経営緊急支援事業(肥育農家緊急対策事業)
事業対象牛販売異動等報告書

社団法人島根県畜産振興協会会長理事 殿

(事業対象者名)

氏名又は名称 _____ 印

事業対象牛について、下記のとおり、販売等(譲渡、出荷、販売、死亡、廃用、肉用として販売しないこととした、島根県が実施する同種の補助金の交付を受ける)したので、肉用牛肥育経営緊急支援事業実施要領別添1の第5の2の規定に基づき報告します。

記

- 1 販売等(譲渡、出荷、販売、死亡、廃用、肉用として販売しないこととした、島根県が実施する同種の補助金の交付を受ける)頭数 _____ 頭
- 2 報告対象期間 平成 年 月 日～平成 年 月 日分
- 3 添付書類
別添 販売等を行った肥育牛の個体識別番号等一覧

注) 別紙様式第2号の緊急支援金申請書の4において、販売等の報告を新マルキン事業の販売報告(異動報告)により行うことに同意した者は提出の必要はない。

別添 販売等を行った事業対象牛の個体識別番号等一覧

個体識別番号	品種	性別	生年月日	備考

(注1) 備考欄には、譲渡、出荷、販売、死亡、廃用、肉用として販売しない、島根県が実施する同種の補助金の受給等の内容を記載すること。

(注2) 事業対象牛を販売した場合は販売伝票の写し、廃棄の場合は検査結果の写し等の報告の内容を証する書類を添付すること。

平成 年 月 日

肉用牛肥育経営緊急支援事業（肥育農家緊急対策事業）緊急支援金相当額
返還報告書

社団法人島根県畜産協会会長理事 殿

(事業対象者名)

氏名又は名称

印

肉用牛肥育経営緊急支援事業実施要領別添1の第5の1の規定に基づき下記のとおり、緊急支援金相当額を返還します。

記

1 返還額等

返還対象頭数(頭)	返還額(円)

2 返還予定日

平成 年 月 日

3 添付書類

別添の「返還に係る事業対象牛（緊急支援金）の個体識別番号等一覧」

別添 返還に係る事業対象牛（緊急支援金）の個体識別番号等一覧

個体識別番号	品種	性別	生年月日	備考

別添2

肥育牛出荷対策事業

第1 事業の内容

この事業の内容は、社団法人島根県畜産振興協会（以下「協会」という。）が事業対象者に対して廃棄支援金又は価格低下支援金の交付を行うものとする。

第2 事業対象者

この事業の対象となる者は、島根県内で牛の肥育（専ら肉量の増加を目的として飼養することをいう。以下同じ。）を行い、出荷計画に基づき出荷する者であって、第3の1の事業対象牛に係る損益が帰属し、かつ、第6の規定による廃棄支援金等相当額の返還ができるものとする。

ただし、島根県が実施する資金繰りの悪化した肉用牛経営を支援するための島根県肉用牛経営緊急対策資金の貸付対象となっているものを除く。

第3 事業の要件等

1 事業対象牛

- (1) この事業の対象となる牛は、牛肉の放射性物質に係る検査計画及び出荷計画の策定に当たっての基本的対応方針(平成23年7月29日厚生労働省公表)に基づく出荷計画に基づいて、出荷が開始された平成23年8月3日において、肥育に供されている牛（搾乳又は繁殖に供される雌牛を除く。）であって、別表1に定める月齢に該当するものとする。
- (2) (1)に定める月齢は、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法(平成15年法律第72号。以下「牛トレーサビリティ法」という。)第3条の規定に基づく牛個体識別台帳に記録された事項により確認するものとする。

2 廃棄支援金等の交付

(1) 廃棄支援金

事業対象牛に係る放射性物質検査結果が、食品衛生法の規定に基づく牛肉の放射性セシウムに関する暫定規制値を上回った場合は、事業対象者は、その牛肉の保管等について、島根県知事の指示に従うとともに、その旨を協会に報告するものとする。

また、協会は、当該事業対象者に対して、別表2に定める廃棄支援金を交付するものとする。

(2) 価格低下支援金

事業対象者は事業対象牛を販売した場合には、協会に報告し、協会は事業対象者に対して、別表2に定める価格低下支援金を交付するものとする。

3 東京電力株式会社に対する損害賠償請求

事業対象者は、廃棄支援金及び価格低下支援金の交付対象となった事業対象牛について、東京電力株式会社（以下「東電」という。）に対し、自ら又は委任して損害賠償請求をするものとする。

第4 事業参加申込書等の提出

1 事業対象者は、この事業を実施するために、独立行政法人家畜改良センターが保有している牛トレーサビリティ法第3条に基づく牛個体識別台帳に記録された事業対象者の情報を独立行政法人農畜産業振興機構及び協会に対して提供することの同意の権限について、独立行政法人農畜産業振興機構理事長（以下「理事長」という。）に委任することとし、別紙様式第1号の肉用牛肥育経営緊急支援事業個人情報提供の提供に係る同意の委任状を協会を通じて理事長に提出するものとする。ただし、別添1の肥育農家緊急対策事業を実施するため、既に委任状を提出した者は不要とする。

2 事業対象者は、社団法人島根県畜産振興協会会長理事（以下「会長理事」という。）が別に定める日までに、別紙様式第2号の肉用牛肥育経営緊急支援事業（肥育牛出荷対策事業）参加申込書を会長理事に提出するものとする。

第5 廃棄支援金等の申請

事業対象者は、会長理事が別に定める日までに、別紙様式第3号の肉用牛肥育経営緊急支援事業（肥育牛出荷対策事業）廃棄支援金等申請書を会長理事に提出するものとする。

第6 廃棄支援金等相当額の返還

1 返還の対象

事業対象者は、交付を受けた廃棄支援金及び価格低下支援金については、その全額を協会に返還しなければならない。なお、返還は、東電からの賠償金の有無及び時期が明確になった段階までに実施するものとする。

2 返還金の請求

協会は、会長理事が別に定める方法により、当該事業対象牛に係る廃棄支援金等相当額についての請求を行うものとする。

3 返還の報告

事業対象者は、2の請求前に廃棄支援金等相当額を返還しようとする場合は、別紙様式第4号の肉用牛肥育経営緊急支援事業（肥育牛出荷対策事業）廃棄支援金等相当額返還報告書（以下「返還報告書」という。）を会長理事に提出し、会長理事が指定する口座に廃棄支援金等相当額を送金するものとする。

別表 1

区分	月齢
1 肉専用種	満9か月齢を超え、満34か月齢未満であること。
2 交雑種	満7か月齢を超え、満32か月齢未満であること。
3 乳用種	満6か月齢を超え、満26か月齢未満であること。

別表2

区分	補助額
<p>1 廃棄支援金</p> <p>(1) 肉専用種 (日本短角種を除く。)</p> <p>(2) 日本短角種</p> <p>(3) 交雑種</p> <p>(4) 乳用種</p> <p>2 価格低下支援金</p> <p>(1) 基準枝肉単価</p> <p>ア 肉専用種</p> <p>(ア) 5等級</p> <p>(イ) 4等級</p> <p>(ウ) 3等級</p> <p>(エ) 2等級以下</p> <p>イ 交雑種</p> <p>(ア) 4等級以上</p> <p>(イ) 3等級</p> <p>(ウ) 2等級以下</p> <p>ウ 乳用種</p> <p>(2) 月別枝肉単価</p> <p>※週毎では各格付区分の該当数が少なく、データにばらつきがあるため、データ数が確保できる月単位で算定する。</p> <p>(3) 基準枝肉重量</p> <p>ア 肉専用種</p> <p>イ 交雑種</p> <p>ウ 乳用種</p>	<p>1 頭当たり 82 万円以内</p> <p>1 頭当たり 58 万円以内</p> <p>1 頭当たり 54 万円以内</p> <p>1 頭当たり 33 万円以内</p> <p>品種別・格付別に、(1) の基準枝肉単価から事業対象牛の販売された月の(2) の月別枝肉単価を差し引いて得られる価格に(3) の基準枝肉重量を乗じた額 (1 万円未満切り捨て) とする。</p> <p>1,964 円/キログラム</p> <p>1,629 円/キログラム</p> <p>1,434 円/キログラム</p> <p>1,206 円/キログラム</p> <p>1,294 円/キログラム</p> <p>1,164 円/キログラム</p> <p>956 円/キログラム</p> <p>670 円/キログラム</p> <p>(1) の品種・格付区分ごとに、下記における月別の平均枝肉単価とする。</p> <p>ア 肉専用種、交雑種 東京食肉卸売市場 (島根県産に限る)、 株式会社島根県食肉公社</p> <p>イ 乳用種 株式会社島根県食肉公社</p> <p>489 キログラム</p> <p>455 キログラム</p> <p>413 キログラム</p>

別紙様式第1号

肉用牛肥育経営緊急支援事業個人情報の提供に係る同意の委任状

平成 年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構理事長 殿
(社団法人島根県畜産振興協会経由)

(事業対象者名)

氏名又は名称 _____ 印

私は、本事業実施のため、独立行政法人家畜改良センターが保有している牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成15年法律第72号。以下「牛トレーサビリティ法」という。）第3条に基づく牛個体識別台帳に記録された私の情報を独立行政法人農畜産業振興機構、社団法人島根県畜産振興協会及びその事務委託先に対して提供することの同意の権限を独立行政法人農畜産業振興機構理事長に委任します。

記

牛トレーサビリティ法に基づく管理者コード番号等

(管理者コード番号①)

フリガナ 氏名又は名称		管理者コード番号	
----------------	--	----------	--

(管理者コード番号②)

フリガナ 氏名又は名称		管理者コード番号	
----------------	--	----------	--

※このページの写しを独立行政法人農畜産業振興機構理事長が、独立行政法人家畜改良センター理事長に提出します。

別紙様式第2号

整理番号

平成 年 月 日

肉用牛肥育経営緊急支援事業（肥育牛出荷対策事業）参加申込書

社団法人島根県畜産振興協会会長理事 殿

(事業対象者名)

氏名又は名称 _____ 印

肉用牛肥育経営緊急支援事業（肥育牛出荷対策事業）を下記のとおり実施したいので、肉用牛肥育経営緊急支援事業実施要領別添2の第4の2の規定に基づき、下記のとおり事業への参加を申込します。

なお、事業対象牛について、東京電力株式会社に対し、損害賠償請求を行います。

また、東京電力株式会社からの賠償金が確定した場合は、交付を受ける廃棄支援金又は価格低下支援金の相当額を全額返還します。

記

1 事業参加者連絡先等

フリガナ 住 所	〒
TEL・FAX	TEL : _____ FAX : _____

2 振込先金融機関

金融機関名		金融機関コード	
支店名		支店コード	
預金種類	1：普通 2：当座 3：営農 4：組総 5：その他（ ）		
預金口座番号			
フリガナ 預金口座名義人			

3 事業対象牛（廃棄支援金・価格低下支援金）の出荷見込頭数

区分	出荷見込頭数	備考
1 肉専用種(日本短角種を除く)		
2 交雑種		
3 乳用種		
合計		

別紙様式第3号

整理番号
平成 年 月 日

肉用牛肥育経営緊急支援事業（肥育牛出荷対策事業）廃棄支援金等申請書

社団法人島根県畜産振興協会会長理事 殿

(事業対象者名)

氏名又は名称 _____ 印

肉用牛肥育経営緊急支援事業(出荷遅延対策事業)を下記のとおり実施したいので、肉用牛肥育経営緊急支援事業実施要領別添2の第4の2の規定に基づき、廃棄支援金(又は価格低下支援金)を交付されたく申請します。

記

1 廃棄支援金・価格低下支援金申請額

品種	廃棄支援金		価格低下支援金		合計(申請)額
	頭数	金額	頭数	金額	
(1) 肉専用種	頭	円	頭	円	円
(2) 交雑種					
(3) 乳用種					
合計					

2 今回申請のと畜日及び販売日の期間 平成 年 月分

3 添付書類

別添の廃棄支援金及び価格低下支援金の申請額の明細

別添 廃棄支援金及び価格低下支援金の申請額の明細

1 廃棄支援金の申請額の明細

個体識別 番号	品種	と畜日	と畜場名	適用単価 (金額)	備考
合計					

(注) 検査結果を証する書類の写しを添付すること。

2 価格低下支援金の申請額の明細

個体識 別番号	販売日	品種	格付 等級	適用 枝肉単価 ①	基準枝 肉重量 ②	金額 ①×②	備考
合計							

(注) 販売伝票の写しを添付すること。

別紙様式第4号

平成 年 月 日

肉用牛肥育経営緊急支援事業（肥育牛出荷対策事業）廃棄支援金等
相当額返還報告書

社団法人島根県畜産協会会長理事 殿

（事業対象者名）

氏名又は名称

印

肉用牛肥育経営緊急支援事業実施要領別添3の第6の1の規定に基づき下記のとおり、廃棄支援金（又は価格低下支援金）相当額を返還します。

記

1 返還額等

支援金	品種	返還対象頭数 (頭)	返還額 (円)

2 返還日

平成 年 月 日

3 添付書類

別添の「返還に係る事業対象牛(廃棄支援金等)の個体識別番号等一覧」

別添 返還に係る事業対象牛（廃棄支援金等）の個体識別番号等一覧

個体識別番号	品種	性別	生年月日	備考

(注) 備考欄には、交付を受けた支援金を記載すること。